

# 「法教育」にどう取り組むか～関西法教育研究会の取組

2010年5月23日（日）

我妻秀範（綾部高校東分校）

## 1 はじめに

## 2 研究の経過

### (1) 契機

2001年 司法制度改革審議会最終意見書

2004年 法務省法教育研究会報告書（『はじめての法教育』）発表

2006年 関西法教育研究会結成（代表は磯村篤範・島根大学法科大学院教授）

- ・契機は大阪教育大学「社会規範教育実践論」講座の内容検討
- ・あわせて法教育について研究を深め、教育実践に生かしていく
- ・以後、十数回の研究会を開催

2007年・2008年 大阪教育大大学院で講義。以後、事実上の開店休業状態に

### (2) この間の研究課題

- ア) 法教育とは何か（報告書の分析、背景やねらいの検討）
- イ) 求められる「公民的資質」についての検討
- ウ) 学習指導要領及び各教科科目での法の扱い
- エ) 諸外国の取り組み紹介
- オ) 実践分析

## 3 学習指導要領及び教科書の構成と問題

### (1) 社会科科目において

- ア) 憲法や統治機構の「理解」が中心。民法はほとんど扱わず。
- イ) 基本的人権と統治機構が分離。基本的人権と司法を一体のものとして理解することが困難
- ウ) 法の扱い方がきわめて断片的。一貫性の欠如
  - ・立憲主義を学ばずに外見的立憲主義を学習（大日本帝国憲法）
  - ・民法の基本原則を学ばずに消費者保護法を学ぶ

### (2) 家庭科科目において

- ・家庭生活の領域で民法や消費者関係法を扱う。

### (3) 科目間で扱う視点が異なるという問題も。

### (4) 新学習指導要領において

#### ア) 現代社会

- ・「個人の尊重と法の支配」

個人の尊重を基礎として、国民の権利の保障、法の支配と法や規範の意義及び役割、司法制度の在り方について日本国憲法と関連させながら理解を深めさせるとともに、生命の尊重、自由・権利と責任・義務、人間の尊厳と平等などに

ついて考察させ、他者と共に生きる倫理について自覚を深めさせる。

- ・ <内容の取り扱い>

法に関する基本的な見方や考え方を身に付けさせるとともに裁判員制度についても扱う。

#### イ) 政治・経済

- ・ 「民主政治の基本原則と日本国憲法」

日本国憲法における基本的人権の尊重、国民主権、天皇の地位と役割、国会、内閣、裁判所などの政治機構を概観させるとともに、政治と法の意義と機能、基本的人権の保障と法の支配、権利と義務の関係、議会制民主主義、地方自治などについて理解させ、民主政治の本質や現代政治の特質について把握させ、政党政治や選挙などに着目して、望ましい政治の在り方及び主権者としての政治参加の在り方について考察させる。

- ・ <内容の取り扱い>

「法の意義と機能」、「基本的人権の保障と法の支配」、「権利と義務の関係」については、法に関する基本的な見方や考え方を身に付けさせるとともに、裁判員制度を扱うこと。

#### 4 法教育にどう取り組むか

「法教育」とは、広く解釈すれば、法や司法に関する教育全般を指す言葉である。しかし、より具体的には、アメリカの法教育法という Law-Related Education に由来する用語であって、法律専門家ではない一般の人々が、法や司法制度、これらの基礎になっている価値を理解し、法的なものの考え方を身に付けるための教育を特に意味するものである。

これは、法曹養成のための法学教育などとは異なり、①法律専門家ではない一般の人々が対象であること、②法律の条文や制度を覚える知識型の教育ではなく、法やルールの背景にある価値観や司法制度の機能、意義を考える思考型の教育であること、③社会に参加することの重要性を意識付ける社会参加型の教育であることに大きな特色がある。(法務省「法教育研究会報告書」より)

#### ア) あまり難しく考えない。

- ・ 誰でも取り組めることが出発点
- ・ 全く新しい、何か特別のものと考えない。
- ・ 各教科科目で取り組んでいるところから出発する→「法の視点」を導入

#### イ) ハードルを高くしない（「こうあらねばならない」ではなく）

- ・ 法教育の目的やねらいを最低限学習しながら…
- ・ 様々な実践を積み重ねていく。多様な実践を承認する。

#### ウ) 「法は役に立つ」「面白い」と実感できるような身近な教材を準備する。

#### エ) 必要などころでは法の専門家の協力をあおぐ（ただし丸投げはダメ）

#### 5 おわりに